

第6期雄武町総合計画後期基本計画 策定審議会第4回産業建設・環境部会 議事録

【日 時】 令和4年11月10日（木） 13:28～14:52

【場 所】 雄武町役場別館 大会議室

【出席者】 浜口 隆 部会長 久保 毅剛 部会長代理
山崎 宏之 部会員 古山 貴弘 部会員 渡邊 孝司 部会員
川口 雅英 部会員 松本 亜也 部会員
（欠席者）中橋 秀紀 部会員 菊地 雄介 部会員 河島 仁 部会員
（町）事務局～横田財務企画課長 渡部財務企画課長補佐
櫛山企画調整係長 本村企画調整係
説明員～大水住民生活課長 安井産業振興課長
田原建設課長 永井上下水道課長

【会議次第】

- 1 開会
- 2 部会長あいさつ
- 3 議事
(1) 第6期雄武町総合計画後期実施計画（案）について
- 4 その他
- 5 閉会

【議事録】

- 1 開会（開会時刻：午後1時28分）～ 財務企画課長

2 部会長あいさつ

「皆様、大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日は第4回の専門部会ということで、今週月曜日に事務局から配付のありました後期実施計画案について、役場の各担当課長から、主要な事業についてご説明をいただけることとなっております。委員の皆さまからの、忌憚のないご質問やご意見などをいただきながら、会議をスムーズに進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。」

(以後、浜口部会長が司会を進行)

3 議事

(1) 第6期雄武町総合計画後期実施計画(案)について ～承認

事前配付した資料に基づき、各課代表者から所管の事務事業について説明後、課ごとに質疑応答を実施。

【産業振興課】

「第6期雄武町総合計画(案)」に記載されている、政策目標1の「躍動感あふれる産業のまち・雄武」が産業振興課の所管となる。産業振興課全体の実施計画75事業の中で、小水力発電の関係、有害鳥獣の関係、山火事・救難所関係など、8事業については、政策目標4の「快適感を満たす環境のまち・雄武」に、外国人技能実習生交流事業は、政策目標5の「連帯感を高める協働のまち・雄武」に含まれる。時間の関係上、基本施策につき、2事業程度に絞って説明する。

◎基本施策1-1「農業の振興」

農業については、農業者の高齢化や担い手不足により、農家戸数は減少してきている一方で、家族経営の規模拡大や、酪農家同士による協業法人の設立により、経営形態が大きく変化してきた。畑作では、ダッタンソバや種いも、いちごのハウス栽培など、畑作も徐々に進められている状況である。現在の大きな課題である、飼料・肥料・燃油など資材高騰に加えての生乳生産量の抑制などもあるが、現時点ではどこまでどの程度続くのか見通せないため、緊急対策は随時の対策となるため、そうした事業は掲載していない。実施計画書については、121ページから144ページの農務係所管の15事業、農地整備係所管の9事業合わせて24事業が、農業の振興事業となる。

①新規就農者支援事業(P124) ※継続事業

雄武町・興部町・農協・普及センター等を構成員とした「北オホーツク担い手対策協議

会」を平成 30 年 3 月に設立し、新規就農者の誘致、法人や酪農家の従業員等の雇用確保、後継者の花嫁対策、また、昨年 4 月には、興部町沙留地区に研修牧場「Farm to-mo（ファームトモ）」が整備され、本施設を中心に長期・短期実習生の受け入れをおこなっており、この協議会を中心に充実を図っていくため、協議会に対し負担金を支出するものである。なお、新規就農者への支援であるが、離農者の牛舎や農地を継承して、酪農の新規就農を目指している方など、「雄武町新規就農者誘致に関する特別措置条例」に基づき、奨励金の交付、賃借料に対する奨励金の交付、制度資金借入に対する補助金の交付など、今後、支援を用意しており、現時点で予算計上を見込んではいないが、支援対象者の見込みがあった場合、この事業を活用することとなる。

②雄武地域バイオガス導入検討事業（P130） ※継続事業

現在、家畜糞尿の処理については、町内の農業者において、堆肥として草地やデントコーン畑に還元されており、今のところ全くないわけではないが、地域住民からは、多くの苦情やトラブルもない状況にある。しかしながら、協業法人の設立や家族経営の規模拡大が一層進む中で、悪臭や水質汚濁など、住民生活や環境への影響が懸念されるところである。このような状況の中、家畜糞尿を利用したバイオガスプラントの建設について、北海道や国の補助事業を活用し、検討を進めているものである。バイオガス発電については、悪臭や水質汚濁の問題を解消するほか、家畜糞尿処理コストの削減、副産物として得られる消化液の利用による化学肥料の低減や再生敷料の利用による経営コストの削減、さらには、新たな雇用の創出による地域の活性化など、農業の持続的発展を図るために有効な施策であり、昨年度、農林水産省からバイオマス産業都市構想の認定も受けているが、売電価格の低迷や資材高騰によるイニシャルコストの増大をはじめとする様々な課題があり、農協や関係機関とも連携してさらに検討・研究を進めていきたいと考えている。

③次世代につなぐ有機農業推進事業（P131） ※継続事業

今年度、次世代へつなぐ雄武町有機農業推進協議会が設立された。畑作からは、(株)神門、酪農からは、7 件の農業者、これに町、農協、普及センターが構成員となっており、本町の農産物が安全で安心なものとして差別化を図っていくものであり、これに対して令和 5 年度から活動費の一部を負担金として支援していきたいと考えている。具体では、有機栽培の韃靼そばを活用した新たな試作品や有機 JAS を取得した草地での畜産物、当面は有機粗飼料だけを食べて育ったグラスフェッドビーフとして、ホルスタインのほか、ジャージーやブラウンスイスなど様々な色の牛を扱うことから「カラービーフ」というブランドに育て、販売を予定している。農協の方針もあるが、雄武町がこうした有機農業を目指すのであれば、町としても、現在道内で 1 つの町にとどまっているオーガニック宣言を行

うことも視野に入れている。

◎基本施策 1-2「林業の振興」

林業については、植栽から 40 年を経過した伐採適期の森林が増えてきているため、引き続き、計画的な伐採、植栽、保育を進めていくとともに、私有林における森林認証のさらなる取得を目指していきたいと考えている。また、林業者の確保についても、福利厚生面での支援を継続しながら、担い手の確保に努めていきたいと考えている。実施計画書については、145 ページから 157 ページの林務係所管の 18 事業のうち、林業の振興は 14 事業となっている。

①認証林を育む森づくり促進事業（P152） ※継続事業

本町の町有林、約 2,748ha については、全て森林認証を取得しているが、一般民有林については、約 9,267ha のうち、約 2,554ha で、取得率 28%に留まっている現状にある。このような状況の中で、地域材のブランド化、地材地消による地場産材の利用促進に繋げるため、一層の認証林の拡大を図り、森林認証を通じた豊かな森づくりを推進する必要があることから、「認証林を育む森づくり促進事業実施要綱」に基づき、補助するものである。

②森林環境譲与税活用事業（P154） ※継続事業

森林環境譲与税は、市町村において、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされている。山村地域のこれまで手入れが十分に行われてこなかった森林の整備の進展などが期待されている。令和元年度から森林環境譲与税の譲与が開始され、法令で定められた使途どおりに確実に執行する必要があるが、本町でも令和 3 年度から活用事業を実施しているところであるが、令和 5 年度からの拡充として、事業内容の下の 2 項目、コンテナ苗活用造林事業及び林業機械設備リース助成を新たに盛り込んでいる。本事業の活用については、現時点では記載のとおりであるが、今後も、森林組合と連携しながら有効な事業展開をおこなっていく考えにある。

◎基本施策 1-3「水産業の振興」

水産業については、「つくり育てる漁業」の推進により、昨年の漁業生産額が過去最高を記録し、今年は現時点ですでに昨年を上回っているが、平成 26 年 12 月の大時化によるホタテの甚大な被害などもあり、自然災害での影響が大きいことは否めない事実である。こうした中でも安定的な漁獲と魚価を確保するため、さらなる「つくり育てる漁業」の推進が必要となる。また、このため適正な漁港整備も継続的に必要であり、さらなる「雄武ブランドの付加価値向上」と「輸出の促進」に期待しているところである。実施計画書については、163

ページから 180 ページの水産係所管の 18 事業のうち、水産業の振興は 17 事業となっている。

①水産環境整備事業（P167） ※継続事業（整備箇所は新規）

ウニなどの資源の増産を図ることを目的として、囲い礁及びブロック礁による増養殖施設を令和 5 年度から 13 年度までの間で整備していく。これは、過去に嵩上げ方式の囲い礁を造成しており、水深 1 メートルまで造成することにより昆布が繁茂することがわかっており、経年で機能低下している既存の囲いの嵩上げやブロックの設置などをおこなっていく。昆布が繁茂すれば、ウニのほか、クロソイやクロガシラの増殖場としても期待でき、資源が増えるということで事業費を計上している。

②沢木地区（沢木漁港）水産流通基盤整備事業（P172） ※継続事業

沢木漁港については、時化時における航路及び港内の静穏が非常に悪く、安全性に問題があることや、雄武漁港・元稲府漁港のように屋根付き岸壁が整備されていない状況にある。これらの課題を解消するため、外防波堤の整備による安全性の確保、日の出岬側を拡張し、サケ対応型の屋根付き岸壁や清浄海水施設の整備により、衛生管理を徹底することによるブランド化の推進と輸出の促進を目指すものである。

◎基本施策 1-4「商工業の振興」

実施計画書については、181 ページから 186 ページの商工観光係所管の 6 事業となっている。次の観光についても同様であるが、事業をできるだけ集約したことにより、事業数が前期計画よりも減少している。

①中小企業等振興事業（P182） ※継続事業

既存の中小企業等への融資あっせん制度、中小企業等振興助成事業、小規模企業創業支援助成事業の 3 事業を集約して 1 事業とした。主なところでは、中小企業等振興助成事業においては、中小企業者等が生産性の向上や従業員の福利向上等を目的とする施設の新設や改修、また特産物等研究開発に要する費用等について助成を行うものである。また、小規模企業創業支援助成事業は、新たに創業する方に開業のための事業所や設備への開業支援助成、開業から 3 年間の経営支援を目的とする助成（具体には貸店舗の賃貸料の支援など）をおこなっており、これまでも事業の有効活用が図られている。

◎基本施策 5「観光の振興」

実施計画書については、187 ページから 193 ページの商工観光係所管の 8 事業となっている。なお、194 ページについても、商工観光係所管の消費者協会の関係であるが、政策目標 4 となっており、195 ページの外国人技能実習生交流事業は、政策目標 5 としている。

①観光 P R 事業（P189） ※継続事業

現時点では、観光PRとして物産販売を観光協会と実施するもので、計画上は、春・秋にポールスター札幌物産展への出展としているが、他の効果あるイベントへの振替も視野に入れている。公認キャラクターも定着し、認知度も上がってきているが、さらなる活用の場を増やし、雄武町の入口としてのPR活動に力を入れていきたいと考えている。また、関連グッズなどは観光協会でも積極的に製作販売が進められている。

②道の駅おうむ整備事業（P193） ※新規事業

道の駅については、施設規模、通年店舗出店、駐車場など様々な課題を抱えている。これらの課題について、将来を展望し、どのように機能強化を図るか検討していくための事業であり、進め方から検討するため、いつまでという終期も定めていないことから、令和5年度のための記載となっているが、単年度での結論には至らないことも想定でき、状況に応じて継続等を行っていく形になろうかと思っている。

（部 会 員） 新規就農の話になるが、以前の会議で、雄武町でも、昔、新規就農になりそうになった方がいたという話があったが、先日、他自治体で新規就農したその方からお話を聞いてきたので、情報共有したい。新規就農をするにあたって一番難しいのが、離農する農家が権限を大きく握っていることであり、そこに町と農協がどれだけ介入するかが結構肝になっているのかと、話を聞いて思った。なぜ雄武町で新規就農したかったのかを聞くと、やはり、「海が見える牧場」というのがほかの地域になかなか無く、離農されている牧場も結構海が見える場所にそのままの状態に残っているので、やはり、ほかの町には無い特色を雄武町として新規就農者に提示できるのではないだろうかと思った。おそらく農協も関わる話になるため難しいと思うが、この予算が、どれくらい、どのように新規就農に使われるのかが見えてこないと思ったのだが、町側に何か考えがあるのであればお聞かせいただきたい。

（ 町 ） 北オホーツク農業担い手対策協議会の情報が農業委員にあまり伝わっていなかったため、先週、初めてなのだが、雄武町、興部町、両町の農業委員会、北オホーツク農協の5者で集まって会議を開いた。その中で出た意見として、まずはどこでボトルネックになっているのか炙り出しが必要であること、また、離農予定の農家へ町や農協が介入しにくいいため、農業委員が地域の世話役となることで円滑になるため、元々機能としてはあったのだが、それらを今回明確にしていくこと。これらはまだ決定事項ではなく、これから理事会などで規約などが制定されていく中でも金銭的な課題が出てくるため、また話をする事となるかと思う。話としてはまだその辺りである。金銭的な課題（お金の使い方）

についても、離農者の転居のお金なのか、承継する人のお金なのか、施設のお金なのか維持のお金なのか、沢山あると思う。その辺りをこれから議論していくこととなるが、以前から少しは前進している。

(部 会 員) 雄武町のキャラクターのことなのだが、今までキャラクターというものに一切興味がなかったのだが、今年になって2キャラクターほど、急に興味を持ったキャラクターがいる。1つはプロ野球球団のマスコットキャラクター、もう1つが、雄武町の「いくらすじ子」ちゃん。キャラクターというのはPRを大きく左右する極めて重要なものと考えている。前期計画の策定審議会専門部会においても、「キャラクターを決めるにあたっては深い議論が必要だと思う」と意見を出させてもらったのだが、今回いくらすじ子に決まって、個人的には凄く可愛くて大好きなのだが、今、ぜひこんなことで「いくらすじ子ちゃんにご活躍いただきたい」という具体的な計画があればお聞きしたい。

(町) 今年の動きでいえば、札幌市で開催された物産展に参加している。要請があれば学校への訪問や実習生が来町する際にも出動している。また、今年、北海道新聞に委託してモニターツアーを2回に分けて実施したのだが、想定以上にいくらすじ子を知っており、反応が物凄く良いことを、色々な場所に行って実感した。色々な場所に行きたい半面、人が取られる(職員が2名対応する必要がある)というネックがあり、その辺りを整理しなければならない。様々な意見をいただくのだが、やはり、いくらすじ子が居ることで全然反応が違うことが明らかであるため、イベントの度に必ず顔を出すとか、長い時間動いてPRするというよりかは、居るだけで「あ、いくらすじ子だ」というような出演の仕方もあれば、対応職員の作業時間等の削減・PR効果も期待できるため、その辺りを考えていきたい。

(部 会 員) 色々と裏事情があるかと思うが、個人的には魅力的なキャラクターだと思うので、どんどん有効的に活用していくことが絶対大事だと思うので、よろしくお願いしたい。

(部 会 員) 今年度は結構活躍した。札幌市で開催されたイベントにおいては、物産ブースよりもいくらすじ子のほうに人が流れてしまうくらい人気であった。PR効果が最高なキャラクターであると思う。ただ、町担当者が言われたように、出演対応のために職員が2名必要になり、人が取られるという難しさがある。

(部 会 員) いち「いくらすじ子」ファンとして、引き続き有効活用していただきたい。

(部 会 員) 札幌市内のホテルで開催された雄武町物産展に参加し、実際にどういう反応か

を目の前で確認してきたのだが、やはり人気があるキャラクターで「写真を撮りたい」とか、「いくらすじ子ちゃんに会いたいから物産展に来ました」という方も結構居た。いくらすじ子を出動に際して人が2人取られてしまい大変ということだが、可能であれば、お金がかかるかもしれないが、ぬいぐるみを作製して販売していくのも、1つの方法かと思う。よく、ぬいぐるみと一緒に旅行に行くというのが流行していたりするのだが、雄武町在住のYouTube動画投稿者が、「いくらすじ子のぬいぐるみがあったら、一緒にYouTube出演したいし、どこかに行くときもいくらすじ子ちゃんの写真をInstagramに投稿したい」と言っており、ぬいぐるみの需要も色々なところで聞いているため、予算のできる範囲で作製して販売していくのも、認知度の高め方としては有りなのではないかと思う。

(部 会 員) 素晴らしいアイデアだと思う。プロ野球のマスコットキャラクターも、まさに本体以外、ぬいぐるみが大活躍している。

(部 会 員) 結構最近Instagram(インスタグラム)で「推しのぬいぐるみ」というものが流行しているので、「なんだこのぬいぐるみ」と思ってもらい調べてもらって、「いくらすじ子って雄武町なんだ」という形で知ってもらえれば、それだけで勝手の宣伝効果につながると思う。

(部 会 員) いくらすじ子ちゃん本人の分身として、十分活躍できると思う。

(部 会 員) オーダーメイド、ロット数の課題はある。

(部 会 員) 持ち運びできる可愛いサイズであると、結構活用できるかと思う。

(町) 観光協会でもロット数や金額などを調べており、構想としては有る。現在観光協会で使用しているハンドパペットのぬいぐるみはとても良いと思う。(ぬいぐるみの作製・販売について) 視野に入れて検討されるものと思う。

(部 会 員) いくらすじ子ちゃんの人気があると聞けて嬉しい。

【財務企画課】

財務企画課からは、産業建設・環境部会に関する後期実施計画の3事業のうち、2事業を説明する。この2事業については、すべて政策目標4の「快適感を満たす環境のまち・雄武生活環境・生活基盤の充実」基本施策4-14の「交通体系の整備」、単位施策4-14-2の「公共交通の維持・確保」となっている。

①生活交通路線維持確保事業(P17) ※継続事業

本事業については、11月2日開催の審議会の意見交換の中でも、お話ししたが、次に

説明する事業とも関連するため、改めて説明する。本事業の内容については、移動手段を持たない町民や公共交通機関を利用して本町を訪れる観光客などの移動手段となっている路線バスについて、宗谷バス株式会社及び北紋バス株式会社へ運行補助を行い、地域の公共交通を維持するものである。事業費については、各年度 16,000 千円を計上しているが、令和 3 年度の実績で、宗谷バス株式会社へは枝幸町と距離等で按分し 7,073 千円の補助、北紋バス会社へは興部町と距離数等で按分し 9,327 千円の補助で、合計 16,400 千円の補助金を支出している。なお、令和 2 年度については、宗谷バス株式会社について国庫補助の対象外になったことと、現在、1 日 2 便となっているが、減便前の 5 便が運行していたため 10,910 千円の補助、2 社の合計で 18,037 千円となっている。補助金の増加については、もともと、人口減少やマイカーの普及の影響を受けて、利用者が減少しているのが要因であるが、バス会社の経営は、新型コロナウイルス感染症の拡大や燃油高騰の影響を受け、さらに厳しくなっていることに加え、運転手の高齢化や運転手の確保が困難となっている状況にある。町としては、今後、免許返納者の増加も想定される中で、通学や通院、買い物などの、町民の生活を支える交通手段の確保は、一層重要性を増してきているため、引き続きバス会社への支援とともに、路線の維持や乗り継ぎの利便性の向上に取り組んでいきたいと考えている。

②地域公共交通活性化事業（P18） ※新規事業

事業内容については、まず、昨年度実施した「まちづくりアンケート」や福祉部署で実施した「地域公共交通等に関する町民アンケート」において、将来の地域公共交通の關係に不安や心配をされている町民の意見が多数あり、改めて、本町の重要な課題と認識したところであり、町民等の生活に必要となるバス等の公共交通の利便性の増進を図り、地域の特性・実情に応じた最適な移動手段の提供等を図るため、地域公共交通活性化協議会を設立して地域公共交通計画を策定し、将来にわたって持続可能な公共交通網の構築を目指すものである。具体的には、令和 5 年度に、町民や関係機関・団体で組織する地域公共交通活性化協議会を設立して、本町の将来にわたる持続可能な公共交通網について議論していただき、地域公共交通計画を策定し、その計画に基づいて、実証事業や新たな施策を実施していきたいと考えている。ただ、計画を策定している他の市町村においては、計画策定に 1 年半から 2 年をかけており、有識者の方からもじっくり時間をかけたほうが良いとの助言もいただいているため、計画の策定については、先に延びる可能性があるため、ご理解願いたい。協議会のメンバーについては、自治会連合会、商工会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、町内のハイヤー会社や旅客運送会社、役場から、保健福祉課、教育振興課、病院、保育所、財務企画課のほか、北紋バス株式会社、宗谷バス株式会社、運輸局

北見支局、オホーツク総合振興局、網走開発建設部、興部警察署、オブザーバーとして興部町、枝幸町を想定している。なお、協議会の議論の中では、当然、路線バスはこれまで同様、維持していく必要があると思うが、町内における、コミュニティバス、デマンドバス、乗合タクシーの運行など、意見があるのではないかと想定しているが、いずれにしても、本町に合った交通手段の導入などについて、本格的な議論を始めていきたいと考えている。

(部 会 員) 地域公共交通計画について、「じっくり時間をかけたほうが良い」という助言があったとのことだが、令和 5 年度に開始して、令和 9 年度までじっくり議論をしていくということもあり得るのか。

(町) 実施計画(案)では、令和 5 年度に単年度で計画を策定するとしており、まだ何も決まっていないが、例えば、令和 6 年度にデマンドバスの実証試験を行い、形にできるのであれば令和 7 年度から本格的に運行することを想定している。その実現のため、令和 5 年度に地域公共交通活性化協議会を立ち上げ、雄武町の将来の交通について地域公共交通計画を策定する、というところまでしか先が見えていない。方向性が決まったら、毎年のローリングで追加登載することとなる。計画の策定を令和 9 年度までかけるということはないが、令和 5 年度の 1 年間で策定するのは拙速ではないかという意見が学識経験者からあり、時間をかけて将来の公共交通について議論して、確かな形でデマンドバスなり、どのような形態が雄武町に合っているかまだわからないが、地域内の公共交通について議論をして計画を策定したほうが良いという意見をいただいた。

(部 会 員) 未定な部分もあるが、勿論しっかりとした議論も必要であるけれどもスピード感をもって実施するという計画になるということによろしいか。

(町) 現段階では令和 6 年度から 9 年度までは協議会を毎年 1 回開催する分の予算しか登載していない。(令和 6 年度以降についてはローリング対応となる。)

【住民生活課】

住民生活課には戸籍住民係、環境衛生係、住民活動係、3つの係があり、本部会に関係する環境衛生係の事業について説明する。実施計画については 14 事業あり、一通り概要を説明する。

①雄武斎場施設等維持管理事業(P40) ※継続事業

雄武斎場については、本年度、1億4千万円ほどかけて、老朽化した火葬炉を新型炉に更新する工事を行っており、今月末に工事を終える見通しとなっている。この新型炉は火

葬炉メーカーとオンラインでつないで、火葬作業を安全かつ確実に完了できるシステムとなっており、火葬作業員の負担軽減も図られるものである。雄武町では年間 60 件から 70 件、斎場の利用があり、今後も町内業者に委託し、万全の体制で維持管理を行っていくための事業である。合わせて墓地墓園や合葬墓の環境美化もこの事業の中で対応している。

②雄武斎場設備更新事業（P41） ※継続事業

これも斎場の関係であるが、施設内の暖房機器を令和 5 年度に更新を図るものである。

③一般廃棄物収集運搬等業務委託事業（P42）

雄武町の一般廃棄物について、ごみステーションからの収集と、中雄武にある 2 か所の受入れ処理施設の運営管理を町内業者に委託しているものである。一般廃棄物処理以外にも、蜂の駆除や野犬関係の処分等も委託している。なお本町において犬の殺処分は、少なくともここ 5 年以上は行っていない。

④西紋別地区環境衛生施設運営事業（P43） ※継続事業

西紋 5 市町村で構成する「西紋別地区環境衛生施設組合」という一部事務組合があり、元々はし尿処理事業だけを行っていたが、平成 14 年にダイオキシン問題で各市町村の焼却処理場が稼働できなくなったため、ダイオキシンの出ないごみ処理施設をこの組合で広域的に整備しようということで、平成 24 年度に紋別市に広域ごみ処理センターが建設された。雄武町は当時、広域でのごみ処理事業には参加せず、単独で焼却処理の道を探したが、地域的な問題と、何よりも町単独で焼却処理場を再整備して維持するコストも膨大になることから、やはり広域処理にシフトしていくことが賢明と判断して、本年度から、広域ごみ処理事業に参加し、応分の分担金を広域組合に支出するという形をとっている。それがこの事業である。雄武町ではこれまで毎年約 800 トン埋め立ててきたが、いずれは中雄武の奥にある埋立の最終処分場が満杯になってしまうことから、まずは広域ごみ処理センターの余剰能力で受入可能な年間 120 トンを上限に、今年 4 月から紋別まで運んで処理が行われている。なお年間 120 トン、広域処理に回すことで、最終処分場の埋立年限は令和 58 年度まで延長されるシミュレーションとなっている。ただ、しかし、いずれは満杯になってしまう、災害ごみが出るともっと早く満杯になってしまう、そうなると新たな埋立処分場を整備するための用地や費用をどう確保するのかといった問題が生じてくるため、そうならないための方策を早め早めに考えておく必要がある、というのが雄武町におけるごみ処理問題の流れであり、参考までにお伝えしておく。なお、雄武の分担金については、年間 120 トンで約 900 万円。全量処理している他市町村の分担金（R4 予算ベース）は、紋別が人口が多いため 3 億 7,860 万円、滝上が 4,120 万円、興部が 3,830 万円、西興部が 840 万円となっている。

⑤リサイクル推進事業（P44） ※継続事業

ごみ分別の指定袋作成費用と、指定袋が町の収入証紙という扱いになっていることから、小売店に対する売りさばき手数料を、商工会を通じて支払っているものである。また、リサイクルの推進ということで、町民に対する周知啓蒙や分別区分の検討も行っていくこととしている。

⑥西紋別ブロック広域資源ごみ処理事業（P45） ※継続事業

紋別市には、西紋別地区環境衛生施設組合が運営する広域ごみ処理センターと、紋別市直営の紋別リサイクルセンターがあり、雄武町では「びん」と「プラスチック資源ごみ」をこのリサイクルセンターに搬出処理しており、この運営経費に係る負担金である。この負担金の額は「人口割」のみで算定されていることから、量を多く持ち込んでも負担金は高くないといったことがあり、特にプラごみの分別を徹底して「黄色い袋・燃やせないごみ」ではなく、「プラスチック資源」として出す量が増えれば、環境的にも財政的にもメリットがあるということで、今月の広報の折込でも町民の皆さんに協力を呼び掛けたところである。

⑦廃木材等処理事業（P46） ※継続事業

家庭から出された廃木材・木製家具などを町内業者に処理委託しているものである。

⑧雄武町廃棄物処理対策事業（P47） ※継続事業

事業費年間 660 千円については、町内で年間約 250 トン出される生ごみについて、町内農業法人に処理委託しているものである（堆肥化されて草地に還元されている）。生ごみについてはバイオマス発電の資源にもなることから、バイオマス事業の動向を見ながら、こうした活用も検討していくこととしている。また、先ほど埋立処分場の延命化対策に触れたが、この事業の中で長期的に調査・検討を進めていくこととしている。

⑨ごみステーション維持管理事業（P48） ※継続事業

町内に約 350 基あるごみステーションについては、平成の初期に設置して 30 年以上経過したものが多く、これらを順次、更新なり修繕を行っていく事業である。

⑩環境衛生車両整備事業（P49） ※継続事業

ごみ処理場やごみ収集に使用する車両について、年次的に更新を図っていくものである。令和 5 年度には最終処分場で使用している一番大きな車両を更新する予定。また、今年 2 月にはパッカー車（いくらすじ子がデザインされたもの）を 1 台更新しており、もう 1 台残っている黄色い車両は令和 8 年度に更新する予定。

⑪最終処分場浸出水処理施設維持管理事業（P50） ※継続事業

最終処分場に埋め立てられたごみの地下水（雨水等）を浄化する施設・設備類について、

これらも老朽化してきていることから、後期 5 か年計画のうちに新しいものに更新を図っていくものである。人目につかない設備ではあるが、万が一、故障した際には処理水から有毒成分が検出されて、施設の稼働を中止せざるを得なくなり、こうなるとごみの行き場がなくなる。さらには河川の公害問題に発展するなど、町にとって大問題となることから、トラブルが起こる前にしっかりと対応していきたいと考えている。

⑫廃棄物処理施設設備等整備事業（P51） ※新規事業

これも廃棄物処理施設関係である。主に暖房機やトイレを更新・改修して、作業員の就業環境の向上を図るものである。

⑬浄化槽整備事業（P52） ※継続事業

雄武市街地と魚田地区は下水道区域となっているが、それ以外の区域の生活排水については、合併処理浄化槽によって、下水道区域と同様に快適な水処理環境となるよう、町民個人が浄化槽設置工事を行う場合に補助する制度。設置後においても、維持管理にかかる経費については毎年度、補助する仕組みとなっており、後期計画期間においても制度を継続するものである。

⑭下水道広域化推進総合事業（環境衛生係）（P53） ※継続事業

元々西紋別地区 5 市町村のし尿については、汲み取りした後は、興部町にあった西紋別地区環境衛生組合のし尿処理センターに運ばれて処理されていたが、この施設が老朽化したため令和 2 年度をもって稼働を停止し、現在、解体工事が行われている。これによって、雄武・興部・西興部の 3 町村は、雄武町の下処理センターに併設した新たな施設で、昨年度（令和 3 年度）から広域的処理を開始している。紋別と滝上は紋別市の施設で広域処理を開始している。この雄武町の施設の運営管理に係る負担金を、町の一般会計から下水道会計に支出する、というのがこの事業の中身である。なお、令和 5 年度に計上している興部町にあった西紋環境センターの解体事業負担金（25,220 千円）については、雄武町が事業主体となって新たな施設整備に伴う解体事業として行くと国の交付金の関係で有利なことから、令和 4 年度からの 2 か年で解体工事を実施しており、旧施設を使用していた 5 市町村が解体事業費を案分して、雄武町の下処理会計に負担金として納付するものである。

以上、環境衛生関係の事業を紹介したが、市町村におけるごみ処理、し尿処理も含めた一般廃棄物の処理については、小規模自治体にとっては割高な行政コストが生じることから、広域的に問題解決を図るという考え方が主流になってきており、また、補助金面でも優遇される傾向にある。本町としても「単独でできること」「広域ですべきこと」の判断をしっかりとシミュレーションしながら、また、町民の皆さんにも協力をお願いしながら、環境行政を

進めていきたいと考えている。

→意見なし。

【建設課】

建設課の主な基本施策としては、基本施策 4-14「交通体系の整備」と、4-16「住環境の整備」となる。建設課の実施計画は 196 ページから 215 ページの 20 事業であるが、その中から基本施策における主な事業について 10 事業に絞って説明する。

◎土木管理係所管分（単位施策 4-14-1「交通体系の向上」）

①町道橋修繕事業（P201） ※継続事業

修繕・架替えなどの事業費の縮減を図るため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、「予防保全型」に転換して実施している事業である。修繕が必要となる橋梁は、令和 6 年度で一旦終了するが、以降は、5 年に 1 回の法定点検を行う中で、修繕が必要となってきた橋梁について修繕等を実施していくことになる。

②町道整備事業（P202） ※継続事業

新たに町道として整備する事業である。元沢木海岸線は、令和 3 年度からの継続であり、避難路として、また、通行の利便性を図るものとして整備している。令和 6 年度から令和 8 年度は、自治会要望のあった中で優先順位を定めた中で実施することとしており、日の出仲地区と新日の出地区の道路整備に係る、調査、設計、用地測量と道路整備を実施するものである。

③町道舗装整備事業（P203） ※継続事業

道路の点検結果により凹凸、摩耗やひび割れの判定が大きく出ている路線で、港町から元稲府までの町道海岸線と、町道元稲府線の舗装整備を行うもので、現在の舗装の上に舗装を被せるオーバーレイという工法で実施する。

④町道改修事業（P204） ※継続事業

自治会からの要望や道路点検などの結果から、道路を改修している事業である。公園通りは、令和 4 年度からの継続事業であり、宮の森公園から山側(西方向)へ全体延長 480 m を改修する事業である。末広幹線外、末広 6 号線は、令和 7 年度から予定している末広一区団地建替えに伴う改修である。町道曙 2 号線、町道魚田 1 号線は、道路の点検結果から改修をするものである。ポンオコツナイ線については、河川改修に伴い一部道路が整備済みであるが、その前後の道路を改修する。令和 9 年度の町道魚田公住線は、令和 10 年度から予定している魚田団地建替えに伴う、道路整備の調査設計、用地測量の費用であり、町道の改修工事は令和 10 年度予定である。

⑤道路ストック総点検事業（P206） ※継続事業

町道の老朽化した道路附属物を改修するもので、後期計画の中では、道路照明や擁壁などの改修を実施する。道路照明は、令和４年度からの継続である。令和７年度の新沢木海岸線は、昔の海水浴場の崖地の調査を行うものである。令和６年度は曙通りの擁壁の改修、令和８年度は公園通り、幸海線の擁壁を改修する。

◎都市計画係所管分（単位施策 4-16-3「都市計画・公園・緑地整備の推進」）

①都市公園等整備事業（P210） ※継続事業

公園長寿命化計画に基づく公園施設の改修、修繕を進めているところであり、後期においても計画に基づく改修、修繕を進めていくこととしている。

◎建築係所管分（単位施策 4-16-1「良好な住空間の形成」、4-16-2「町営住宅の適切な運営」）

①雄武町空家等対策事業（P212） ※継続事業

町民の安全で安心な暮らしを確保するとともに、地域の良好な景観の保全に資することを目的に現在進めているところで、住居等の除却費用の一部を補助する制度の制定に向けた取組を令和２年度から執り進めている。本年度、補助制度の例規の整備を執り進めており、令和５年度から補助制度を開始する予定で執り進めている。

②雄武町快適住まいづくり促進事業（P213） ※継続事業

令和２年度で終了となる予定であったが、要望が多いことから、令和７年度までの５年間の延長を行い、引き続き町民が安心して快適に暮らすための住環境整備の促進に努める。なお、令和７年度までの５年間の時限立法としていることから令和８年度、９年度の欄については空欄となっており、この部分については令和７年度に検討することとしている。

③公営住宅整備事業（P214） ※継続事業

公営住宅等長寿命化計画に基づき進めているものであるが、令和５年度の潮見団地については、令和３年度からの継続で、２棟１０戸の建替は本年度完了する。令和５年度は、既存の１棟４戸の解体と駐車場の整備を実施する。令和６年度からは、末広一区団地４棟１７戸建替えのうち、３棟１２戸の建替え、３棟８戸の解体と、敷地造成工事、駐車場の整備を行う。

④公営住宅等ストック総合改善事業（P215） ※継続事業

公営住宅等長寿命化計画に基づき、劣化の軽減が図られるものについては公営住宅整備事業とは別メニューで実施している。新町のサンライズビレッジの屋内給水管・温水器・外壁の改修、沢木の公営住宅、ウッドハウス（日の出北町の寡婦住宅）、旭日団地の外壁等の改修を行う内容となっている。

→意見なし

【上下水道課】

基本施策 4-15「上・下水道の整備」の単位施策 4-15-1「水道の安定供給」、単位施策 4-15-2「下水道の安定処理」の中から、全 15 事業中、10 事業について説明する。

◎水道業務係所管事業

①雄武町簡易水道事業地方公営企業法適用化事業（P216） ※継続事業

令和 6 年 4 月 1 日からの公営企業法適用化に向けた準備および公営企業法適用後のシステム保守などの経費を計上している。令和 2 年度から固定資産調査など準備作業を進めており、令和 5 年度については、公営企業会計システム導入およびシステム保守経費、水道管路情報システム保守、施設情報システム保守を計上している。令和 6 年度以降は、財務書類作成業務委託料（消費税申告監修費）を併せて計上している。なお、218 ページの「雄武町下水道事業地方公営企業法適用化事業」についても同様であり、計上している費用については、システム導入にかかる費用は、水道・下水道で折半、それ以外の保守費用等は、料金・使用料収入割合で、水道 7 割、下水道 3 割の費用負担としている。

②雄武町簡易水道事業経営戦略改定事業（P217） ※新規事業

平成 29 年度に経営戦略を策定しているが、国が示す事業展望や経営戦略策定要請の趣旨を投資・財政計画に盛り込んだ経営戦略の改定を、令和 7 年度までに行う。『人口減少を加味した料金収入への反映や、ストックマネジメントへの取組の充実により、中長期の収支見通しを図るとともに、料金改定や抜本的改革を含め、収支均衡の具体的な取組を検討し、改定には反映すること』とされており、改定をしなければ、地方財政措置（交付税措置）へ影響する。なお、219 ページの「雄武町下水道事業経営戦略改定事業」についても同様である。

③上下水道料金システム更新導入事業 ※継続事業

上下水道料金のシステムにかかる使用料、賃借料、保守料の費用を計上している。事業費については、先ほどの企業法適用化事業と同じく、料金・使用料収入割合で、水道 7 割、下水道 3 割の費用負担としている。なお、令和 5 年度には、コンビニ収納サービスにかかる費用と、インボイス制度対応にかかるシステム改修費用を見込んでいる。

◎水道係所管分

①簡易水道施設アセットマネジメント事業（P221） ※新規事業

簡易水道施設の老朽化に伴い施設の更新が必要であることから、計画的に更新していくため、中長期的な計画を策定するものである。また、併せて、雄武市街地区をフォローする青葉第 2 浄水場、沢木地区の沢木浄水場の施設整備を計上しているほか、浄水場から配

水池までの基幹となる送水管の更新も計上している。事業費の大きなところでは、令和7年度に青葉第二浄水場中央監視設備更新で123,000千円、令和8年度に沢木浄水場高圧受変電設備更新で81,700千円、雄武地区送水管更新で99,000千円、令和9年度に同じく雄武地区送水管更新で99,000千円を計上している。

②簡易水道施設維持管理事業（P222） ※継続事業

青葉第二浄水場、沢木浄水場、幌内浄水場の維持管理業務にかかる費用が主なものとなる。そのほか、各浄水場の機械・電気設備の保守点検、分解整備のほか、沢木浄水場の膜ろ過装置の維持管理費などを計上している。

③簡易水道量水器更新事業（P223） ※継続事業

量水器、いわゆる水道メーターは、計量法により8年ごとに交換が必要となっている。これらの量水器の費用と工事費用を計上している。また、スマートメーター導入の検討もおこなっていこうと考えている。

④簡易水道管路漏水調査事業（P225） ※継続事業

有収率向上を目的とし、本管・給水管の漏水調査を実施して場所を特定する調査費用である。調査、修繕のサイクルで、有収率90%以上を目指す。雄武・沢木・幌内地区を5か年で1周出来るように計画している。参考までに、有収率とは、 $[\text{有収水量（メーターを通過した水量）} \div \text{配水量（浄水場から送った水量）}]$ のパーセンテージのことを指す。なお、令和3年度末で雄武地区72.86%、沢木地区83.75%。幌内地区は68.70%と低かったが、今年度、1件漏水修繕を実施したところ、約80%程度まで回復した。

◎下水道係所管分

①雄武町公共下水道事業（P228） ※継続事業

主に、処理場（雄武浄化センター）の各種機器類の改築更新を行う事業である。事業費の大きなところでは、令和5年度に高圧受変電設備・自家発電設備更新で88,000千円、令和7年度から令和9年度で、中央監視装置、計装設備、水処理設備の更新を、それぞれ70,000千円計上している。そのほか、マンホール蓋更新工事、舗装補修工事、公共柵設置工事も計上している。

②下水道広域化推進総合事業（P229） ※継続事業

住民生活課の説明でもあったように、興部町にある西紋別地区環境衛生センターの解体に要する工事費である。平成29年度に着手し、令和2年度に完成し、令和3年4月から供用開始しているし尿処理施設の建設を、雄武町が事業主体で実施し、これと同メニューの補助事業で解体を実施できることから、し尿処理施設に引き続き、雄武町が事業主体として実施している。事業費のうち、半分は国費を充当する。残り半分は、構成市町村であ

る紋別市、滝上町、西興部村、興部町、雄武町で費用負担する。均等割 5 %、人口割 30%、投入割 65%（過去の投入実績）で案分負担する。

③雄武町公共下水道施設維持管理事業（P230） ※継続事業

雄武浄化センター及びし尿処理施設の維持管理業務にかかる費用が主なものとなる。このほか、汚泥運搬費などを計上している。し尿処理施設の維持管理費用約 17,000 千円については、投入している 3 町村、西興部村、興部町、雄武町で案分負担している（均等割 5 %、人口割 30%、投入割 65%）。

→意見なし。

4 その他

○全ての専門部会での審議の終了後、事務局において意見書の取りまとめを行い、整理した上で、部会長と協議の上、付帯意見を決定し、11 月 22 日（火）に開催する策定審議会において答申案を審議する旨企画調整係長から補足。

5 閉会（閉会時刻：午後 2 時 5 2 分）